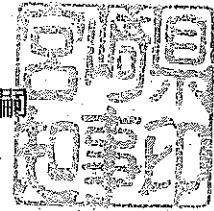


215-1309

令和5年2月3日

宮崎県教育委員会 殿

宮崎県知事 河野 俊 嗣



県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について（照会）

このことについて、下記のとおり議案を作成したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めます。

記

1 議案名

- 議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計予算
- 議案第15号 令和5年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第16号 令和5年度宮崎県育英資金特別会計予算
- 議案第34号 宮崎県総合博物館条例等の一部を改正する条例
- 議案第43号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）
- 議案第57号 令和4年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第58号 令和4年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例及び教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 議案第78号 工事請負契約の変更について

2 提出する県議会

令和5年2月県議会定例会

（文書取扱 財政課）

1 予算議案

【議案第1号、第15号、第16号】
令和5年度当初予算案について（総括）

教育委員会総括

【単位：千円】

会計	所属	令和5年度 当初予算	令和4年度 当初予算	増減額	対前年度比
一般会計	教育政策課	3,185,869	3,129,111	56,758	101.8%
	財務福利課	5,388,048	4,913,280	474,768	109.7%
	高校教育課	3,578,441	3,589,090	▲ 10,649	99.7%
	義務教育課	132,903	139,976	▲ 7,073	94.9%
	特別支援教育課	480,139	429,808	50,331	111.7%
	教職員課	88,206,060	92,519,812	▲ 4,313,752	95.3%
	生涯学習課	705,141	685,408	19,733	102.9%
	スポーツ振興課	3,144,142	2,800,373	343,769	112.3%
	文化財課	727,498	484,478	243,020	150.2%
	人権同和教育課	135,778	113,153	22,625	120.0%
	合計	105,684,019	108,804,489	▲ 3,120,470	97.1%
特別会計	財務福利課 (県立学校実習事業)	236,596	238,010	▲ 1,414	99.4%
	財務福利課 (育英資金)	4,449,753	3,588,750	861,003	124.0%
	合計	4,686,349	3,826,760	859,589	122.5%
総計		110,370,368	112,631,249	▲ 2,260,881	98.0%

1 予算議案

【議案第1号】
令和5年度当初予算案について（債務負担行為の追加）

財務福利課、スポーツ振興課

(1) 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
(財務福利課) 県立学校仮設校舎設置事業 (スポーツ振興課) 練習環境整備事業 (自転車競技場大規模改修工事)	令和5年度から 令和6年度まで	18,150 千円
	令和5年度から 令和6年度まで	855,341
	令和5年度から 令和6年度まで	236,368

令和5年度当初予算 県教育委員会の新規・改善事業等一覧

番号	課名	事業名	事業費	説明
			(単位：千円)	
1	財務福利課	・育英資金システム構築事業	44,880	
2	高校教育課	・つながりはぐくむ定時制・通信制生徒支援事業	9,240	
3	高校教育課	・みやざきキャリア教育充実事業	11,485	
4	高校教育課	・宮崎で活躍！高校生県内就職促進事業	35,573	○
5	高校教育課	・高校生みやざき文化芸術鑑賞事業	1,600	
6	高校教育課 義務教育課	・翔け！未来の科学者育成事業	10,180	
7	義務教育課	・未来へつなげ、学びのバトン！みやざきの授業改善推進事業	22,911	○
8	義務教育課	・道徳教育推進事業	1,497	
9	義務教育課	・小学校社会科副読本デジタルブック整備事業	2,497	
10	義務教育課	・循環型社会を実現する環境教育推進事業	4,243	
11	特別支援教育課	・学びを支える『通級による指導』充実事業	9,054	
12	教職員課	・「みやざきで先生になろう！」推進事業	3,389	○
13	生涯学習課	・みやざき総合美術展	7,000	
14	生涯学習課	・読書の楽しさを広げる「読書県みやざき」総合推進事業	3,143	
15	生涯学習課	・持続可能なみやざきを創る地域学校協働推進事業	8,205	
16	生涯学習課	・みやざきの共生社会を目指す生涯学習推進事業	7,338	
17	生涯学習課	・置県140年宮崎県史等デジタル化事業	1,454	○
18	スポーツ振興課	・体育・保健体育の授業充実事業	3,372	
19	スポーツ振興課	・甲子園優勝チャレンジ事業	2,506	
20	スポーツ振興課	・「生きる力」を育む健康教育推進事業	2,038	
21	スポーツ振興課	・共生社会の実現に向けた地域スポーツ推進事業	4,998	
22	スポーツ振興課	・女性アスリート強化戦略プロジェクト事業	3,220	
23	スポーツ振興課	・ひむかサンライズ競技選手育成事業	5,370	
24	スポーツ振興課	・社会人アスリート等確保事業	5,400	○
25	スポーツ振興課	・食から始める健康「元気なみやざきっ子」食育推進事業	3,176	
26	スポーツ振興課 義務教育課	・公立中学校における部活動の地域移行に向けた環境整備事業	33,253	○
27	文化財課	・近代宮崎の出発点 西南戦争関連遺跡調査・活用事業	3,003	
28	文化財課	・神楽でつなぐ次世代育成事業	7,574	○
29	人権同和教育課	・みやざきの「子どものいのちと人権」を守る推進事業	3,359	
30	人権同和教育課	・いじめ・不登校等対策事業 (みやざきの子どもを守る総合支援事業)	28,827	○

改 宮崎で活躍！高校生県内就職促進事業

事業の目的

将来地元で活躍できる人材を育成するとともに、地元企業への就職促進及び定着支援を図る。

高校教育課 35,573千円

【財源：一般財源】

事業の概要

(1) 事業の仕組み



(2) 事業内容

- ①地元企業と「つながる！」
 - ・就職支援エリアコーディネーターの配置
 - ・エリアネットワーク会議の開催（企業や学校、行政等の意見交換会）
 - ・卒業生の定着支援
- ②地元企業を「知る！」
 - ・インターンシップの実施（職場体験実習）
 - ・企業見学会、職業講話の実施
- ③地元企業で「成長する！」
 - ・デュアル教育システムの実施
 - ・生徒と企業による成果発表会の実施

(3) 成果指標

学校基本調査における県内新規高卒者の県内就職割合
現状（令和3年度）60.5% → 令和7年度 65.2%

事業の期間

令和5年度～令和7年度

改 未来へつなげ、学びのバトン！みやざきの授業改善推進事業

義務教育課 22,911千円

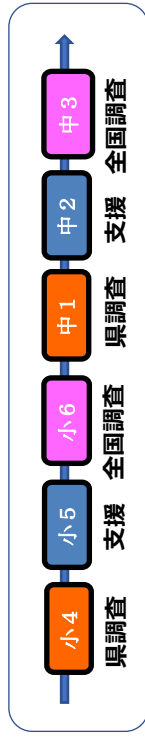
【財源：一般財源】

事業の目的

教職員の授業力向上と学校の課題に応じた支援を充実し、児童生徒の学力向上を図る。

事業の概要

- (1) 事業の仕組み
○ 県独自の学習状況調査の実施 (民間業者に委託)
○ 調査結果分析 (大学等と連携)
○ 教職員対象の研修、研究開発校の指定 (市町村教育委員会と連携)
- (2) 事業内容
① みやざき小中学校学習状況調査の実施と分析
業者委託による県独自の学習状況調査の実施と分析
② 授業改善プログラムの実施
教職員を対象としたプログラムの実施 (管理職や支援学年担当職員を対象とした研修等)



- ③ 子どもの学び研究開発校の指定
授業改善と働き方改革の推進に係る研究と成果の普及

- (3) 成果指標
国語・算数 (数学) における「授業の内容はよく分かる」と答えた児童生徒の割合
現状 (令和4年度) 小/81.6% 中/74.7% → 令和7年度 小/86.0% 中/83.0%

事業の期間

令和5年度～令和7年度

改 「みやざきで先生になろう！」推進事業

事業の目的

宮崎県の教師として働く魅力を発信し、教員採用選考試験における倍率の維持向上を図る。

教職員課 3,389千円

【財源：一般財源】

事業の概要

① 計画的な資質能力の育成

新 ひなた教師ドリムカフェ

対象：県内の教職を目指す中学生・高校生
時期：年2回
内容：県内及び全国で活躍する教育関係者による「教師の魅力」に関する講話等



スクーラトリアル（学校体験）

対象：県内外の大学1、2年生
時期：9月から翌年1月（3日間程度）
内容：実際の学校での体験を通して、教員の業務に対する理解を図る



ひなた教師塾

対象：県内外の大学3・4年生、大学院生、講師、社会人
時期：8月から翌年3月（月1回週休日開催）
内容：宮崎教員育成指標に基づく資質・能力に関する内容（特に実践的指導力）



② 教員募集説明会・ガイダンスの実施

教員募集説明会の実施

対象：教員採用選考試験の受験を希望する者等
時期：10月～12月（東京・大阪・福岡等での開催）
1月～4月（県内外の大学等で開催）
内容：教員採用選考試験説明 等



教員養成系大学及び教員養成系大学外へのガイダンス実施

対象：教職に興味のある者 等
時期：10～12月
内容：教育学部及び、工学部、農学部、商学部、水産学部系でのガイダンス実施



③ 効果的な情報発信（教師の醍醐味）

多様な情報ツールの活用&ターゲットの焦点化

- 新聞を媒体にバトン方式による授業紹介（子どもにとっての名人授業、感動授業実践等）
- 広告代理店へ広報戦略を委託
- U I J ターンを考える対象者への情報発信（雇用労働政策課との連携）

成果指標

教員採用試験
倍率

R 5 …… 3.2倍
↓

R 6 …… 3.4倍
↓

R 7 …… 3.6倍
↓

R 8 …… 3.8倍
↓

R 9 …… 4.0倍
↓

事業の期間

令和5年度～令和7年度

新

置県140年宮崎県史等デジタル化事業

生涯学習課(県立図書館) 1,454千円
【財源:宮崎再生基金】

事業の目的

宮崎県史等をデジタル化及び公開することなどにより、県民が歴史や文化に触れる機会を増やすとともに、郷土愛や主体的な文化活動の活性化を図る。

事業の概要

(1) 事業の仕組み

①②県、県  民間企業 ③県

(2) 事業内容

① 宮崎県史デジタル化事業

宮崎県史(通史7巻及び資料民俗1・2、別編民俗、年表)のデジタル化と公開

② 牧水遺墨デジタル化事業

牧水遺墨(30点)のデジタル化と公開

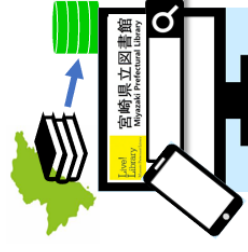
③ Webコンテンツ作成事業

ウィキペディアタウン※の実施

※ 地域の文化財などを調査しウィキペディアの記事を作成・編集するイベント

(3) 成果指標

図書館HPのアクセス件数 現状(令和3年度)163,523件/年 → 令和6年 180,000件/年



事業の期間

令和5年度～令和6年度

教育委員会

新 公立中学校における部活動の地域移行に向けた環境整備事業

スポーツ振興課・義務教育課 33,253千円
【財源：国庫、一般財源】

事業の目的

公立中学校の休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備を行い、子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会の確保と学校の働き方改革を推進する。

事業の概要

- (1) 事業の仕組み
- ① ア) 県 イ) 県 補助 市町村 県 補助 市町村 県 委託 市町村
- ③ ア) 県 イ) 県
- (2) 事業内容
- ① 地域移行体制の構築に対する支援
- ア) 県の検討委員会やコーディネーター等の研修会の開催・先進地視察 (国1/3、県2/3)
- イ) 市町村協議会等やコーディネーター・指導者研修会の開催等 (国1/3、県1/3、市町村1/3)
- ② 地域における新たなスポーツ環境の構築
公立中学校の施設の整備や改修の支援 (国1/3、市町村2/3)
- ③ 部活動の地域移行等に向けた実証事業 (国10/10)
- ア) 県のコーディネーター配置
- イ) 市町村のコーディネーター配置、運営団体等の整備充実、指導者配置支援等体制整備等
- (3) 成果指標
休日の部活動 (一部を含む) の地域移行に取り組む市町村数 26市町村

事業の期間

令和5年度

改 社会人アスリート等確保事業

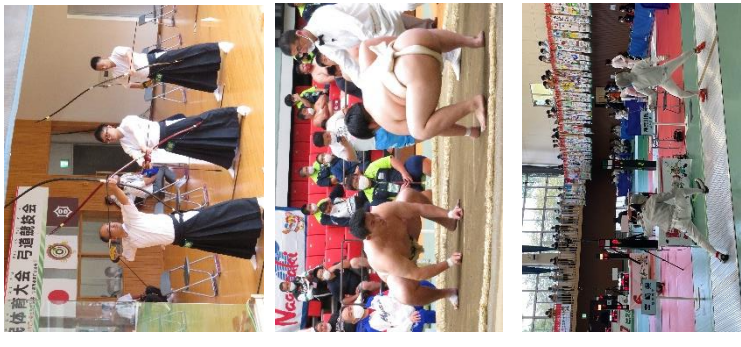
スポーツ振興課 競技力向上推進室 5,400千円
【財源:国スポ・障スポ基金】

事業の目的

県内外の有望アスリート等の雇用を促進し、第81回国民スポーツ大会での天皇杯獲得及び大会後の安定した競技力の確保を図る。

事業の概要

- (1) 事業の仕組み
①②県 ③県 新規アスリート等雇用企業等
↑ 支援
- (2) 事業内容
① 成年選手確保体制の強化
事業推進のための専門員の配置、大学等訪問、協力企業・団体等の開拓
- ② 無料職業紹介所の運営
産業経済団体等への事業説明、雇用マッチングの開催、合同企業説明会の実施
- ③ アスリート等応援企業等支援事業（1人あたり年間最大25万円の支援）
新規アスリート等雇用企業等に対し雇用環境整備に係る必要な経費等の支援、協力企業等の紹介
- (3) 成果指標
社会人アスリート等確保数
令和5年度5人 → 令和6年度20人 → 令和7年度25人



事業の期間

令和5年度～令和7年度

新 神楽でつなぐ次世代育成事業

文化財課 7,574千円

【財源：一般財源】

事業の目的

神楽のユネスコ無形文化遺産登録による世界的評価の獲得を目指し、県民の民俗芸能への興味を喚起することにより、次世代神楽保存会員の増加と育成を図り、中山間地域の活性化に寄与する。

事業の概要

- (1) 事業の仕組み
①②③ いずれも県
- (2) 事業内容
① 神楽交流支援事業
全国及び県内神楽組織の活動（神楽のユネスコ登録推進）、有識者による講演会、神楽を中心とした民俗芸能公演
- ② 神楽情報発信事業
全国及び県内神楽組織の活動内容や神楽公演の動画等を含めた情報発信（HPの改修、広報誌発行）
- ③ 神楽継承者育成支援事業
県内高校生等の体験発表、リーダー研修会（若手会員の情報交換や国指定神楽保存団体代表の講話）、子ども神楽大会の開催



(3) 成果指標

全国神楽継承・振興協議会 加入率 現状（令和4年12月）75% → 令和6年 100%
県内国指定神楽保存会員の40代以下の割合 現状（令和元年度）47% → 令和7年度 60%

事業の期間

令和5年度～令和7年度

改 いじめ・不登校等対策事業

人権同和教育課 28,827千円
【財源:国庫、一般財源】

事業の目的

教育相談体制の充実及びいじめ・不登校等の未然防止及び解決に向けた支援の充実を図り、総合的な生徒指導体制を構築し、子どもたちの心身の健全な成長を促すとともに、そのかけがえのない命を守る。

事業の概要

- (1) 事業の仕組み
県が主体となり、学校や市町村教育委員会と連携して実施（一部、民間に委託）

(2) 事業内容

- ① 教育相談窓口の運用
県内全ての児童生徒が相談できる電話相談・SNS（LINE）相談を開設
- ② いじめ問題の未然防止及び解決に向けた取組
いじめの未然防止に関する取組推進校を指定し、児童生徒が主体となつたいじめの未然防止を推進
- ③ 不登校の未然防止及び多様な学びの場の整備に向けた取組
フリースクールなどの民間施設との協議会を設置するなど、市町村とともに連携を推進
- ④ 不登校特例校の設置に向けた市町村との協議
ネットトラブル等の未然防止の取組
管理職を対象とした研修の開催、ITアドバイザーの派遣

(3) 成果指標

「自分にはよいところがあると思う」児童生徒の割合 現状(令和4年) 78.8% → 令和7年 82%
「困り事や不安をいつでも相談できる」児童生徒の割合 現状(令和4年) 62.7% → 令和7年 72%



事業の期間

令和5年度～令和7年度

【議案第34号】宮崎県総合博物館条例等の一部を改正する条例

生涯学習課・文化財課

1 改正の理由

博物館法の改正に伴い、関係規定の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 宮崎県総合博物館条例

設置の根拠について、博物館法第18条を削るとともに、同法第2条第1項の規定を加える。

(2) 県立美術館条例

ア 設置の根拠について、博物館法第18条を削るとともに、同法第2条第1項の規定を加える。

イ 県立美術館協議会について、博物館法第20条を同法第23条第1項に改める。

(3) 県立西都原考古博物館条例

設置の根拠について、博物館法第18条を削るとともに、同法第2条第1項の規定を加える。

(4) 宮崎県博物館協議会条例

宮崎県博物館協議会について、博物館法第20条第1項を同法第23条第1項に改める。

3 施行期日

令和5年4月1日

【議案第34号】 宮崎県総合博物館条例等の一部を改正する条例

生涯学習課・文化財課

4 参考

(旧) 博物館法第18条(定義)

公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

→ 今回の法改正により、条文自体が削除された。

(新) 博物館法第2条第1項(定義)

この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関(社会教育法による公民館及び図書館法(昭和25年法律第118号)による図書館を除く。)のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

議案第34号

宮崎県総合博物館条例等の一部を改正する条例

(宮崎県総合博物館条例の一部改正)

第1条 宮崎県総合博物館条例(昭和45年宮崎県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後
(設置)	第2条 教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号)第18条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、総合博物館を設置する。	(設置) 第2条 教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、総合博物館を設置する。
2	[略]	2 [略]

(県立美術館条例の一部改正)

第2条 県立美術館条例(平成7年宮崎県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後
(設置)	第1条 美術の振興を図り、心豊かな県民生活の創造に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号)第18条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、県立美術館(以下「美術館」という。)を設置する。	(設置) 第1条 美術の振興を図り、心豊かな県民生活の創造に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、県立美術館(以下「美術館」という。)を設置する。
2	[略]	2 [略]

<p>(県立美術館協議会)</p> <p>第5条 美術館に博物館法第20条の規定により県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2～6 [略]</p>	<p>(県立美術館協議会)</p> <p>第5条 美術館に博物館法第23条第1項の規定により県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2～6 [略]</p>
<p>(県立西都原考古博物館条例の一部改正)</p> <p>第3条 県立西都原考古博物館条例（平成15年宮崎県条例第42号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正前</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 特別史跡西都原古墳群の保存及び活用を図り、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、県立西都原考古博物館（以下「西都原考古博物館」という。）を設置する。</p>	<p>改正後</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 特別史跡西都原古墳群の保存及び活用を図り、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館として、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、県立西都原考古博物館（以下「西都原考古博物館」という。）</u>を設置する。</p>
<p>(宮崎県博物館協議会条例の一部改正)</p> <p>第4条 宮崎県博物館協議会条例（平成15年宮崎県条例第43号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正前</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項の規定に基づき、宮崎県総合博物館に宮崎県博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 [略]</p>	<p>改正後</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、宮崎県総合博物館に宮崎県博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月17日提出

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 予算議案

【議案第43号、第57号、第58号】
令和4年度2月補正予算案について（総括）

教育委員会総括

【単位：千円】

会計	所 属	補正額	補正前の額	補正後の額	
一 般 会 計	教 育 政 策 課	1,893	3,145,055	3,146,948	
	財 務 福 利 課	▲ 299,438	5,375,128	5,075,690	
	高 校 教 育 課	▲ 588,731	3,670,952	3,082,221	
	義 務 教 育 課	▲ 18,409	153,666	135,257	
	特 別 支 援 教 育 課	▲ 39,420	443,228	403,808	
	教 職 員 課	▲ 2,167,464	92,946,158	90,778,694	
	生 涯 学 習 課	▲ 53,283	707,883	654,600	
	ス ポ ー ツ 振 興 課	▲ 179,294	2,800,373	2,621,079	
	文 化 財 課	▲ 33,818	498,698	464,880	
	人 権 同 和 教 育 課	▲ 4,825	113,153	108,328	
	合 計	▲ 3,382,789	109,854,294	106,471,505	
	特 別 会 計	財 務 福 利 課	927	238,010	238,937
		（ 県 立 学 校 実 習 事 業 ）			
		財 務 福 利 課	241,275	3,588,750	3,830,025
（ 育 英 資 金 ）					
合 計	242,202	3,826,760	4,068,962		
総 計	▲ 3,140,587	113,681,054	110,540,467		

1 予算議案

【議案第43号】
令和4年度2月補正予算案について（債務負担行為の変更）

スポーツ振興課

(3) 債務負担行為補正（変更）

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
(スポーツ振興課) 練習環境整備事業 (陸上競技場、第三競技場改修工事)	令和4年度から 令和5年度まで	244,114 千円	令和4年度から 令和5年度まで	343,891 千円

1 予算議案

【議案第43号】令和4年度2月補正予算案について（繰越明許費の追加・変更）

財務福利課、義務教育課ほか

(1) 繰越明許費（追加）

課名	款	項	事業名	金額
財務福利課	教育費	教育総務費	臨時営繕事業	59,734
	教育費	教育総務費	県立学校老朽化対策事業	277,426
	教育費	保健体育費	県立学校運動場整備事業	20,371
義務教育課	災害復旧費	文教施設災害復旧費	文教施設災害復旧事業	156,847
	教育費	教育総務費	スクールバス安全装置導入支援事業	6,660
	教育費	教育総務費	スクールバス安全装置導入支援事業	3,780
	教育費	保健体育費	競技用具等整備事業	2,475
	教育費	社会教育費	文化財保存整備補助事業	3,561
計 8 事業				530,854

(単位：千円)

(2) 繰越明許費（変更）

課名	款	項	事業名	金額	
				補正前	補正後
スポーツ振興課	教育費	保健体育費	練習環境整備事業	455,000	964,891
計 1 事業				455,000	964,891

(単位：千円)

増額 509,891千円

教育委員会

【議案第62号】 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例及び教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

スポーツ振興課

1 改正の理由

延岡市で整備を進めている新宮崎県体育館について、建設工事の遅れに伴いサブアリーナの供用開始時期を変更する必要があるため、施行期日の改正を行うもの。

2 改正の内容

それぞれの条例の施行期日を次のように改める。

- (1) 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例の一部改正【第1条】
〈改正前〉 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。〔略〕
〈改正後〉 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。〔略〕
- (2) 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正【第2条】
〈改正前〉 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。〔略〕
〈改正後〉 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。〔略〕



それぞれの条例は、令和4年6月県議会定例会で議決後、令和4年7月5日に公布 〈改正前の施行期日〉 令和5年7月4日までの規則で定める日 〈改正後の施行期日〉 令和6年7月4日までの規則で定める日

3 施行期日

公布の日

【議案第78号】 工事請負契約の変更について

高校教育課

1 事業概要

- (1) 事業名 宮崎県立宮崎海洋高等学校実習船建造事業
- (2) 整備内容 建造から16年が経過し経年劣化が進んでいる宮崎海洋高等学校実習船の代船として、国際条約基準に準拠するための脱硝装置を搭載した実習船の建造を進める。

2 工事請負契約の概要

- (1) 契約の金額 2,359,500,000円
変更契約の金額 2,399,253,000円(39,753,000円増)
- (2) 契約の相手方 長崎県佐世保市干尽町6-3
前畑造船株式会社
- (3) 工期 令和3年6月30日から令和5年3月24日まで

3 変更理由

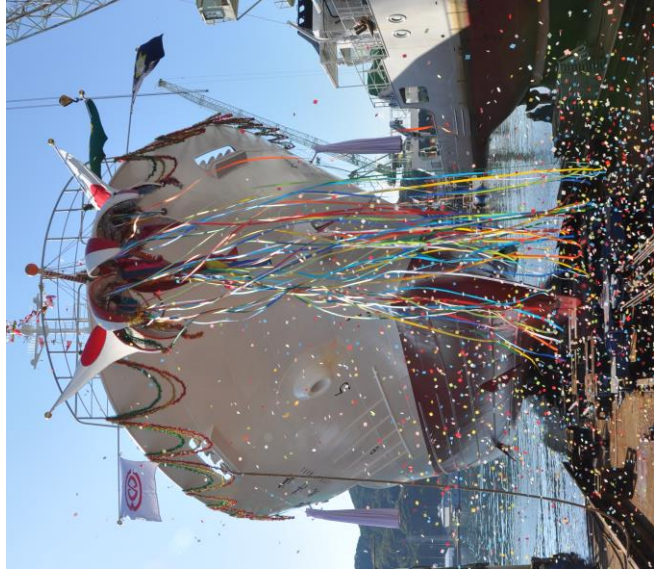
宮崎県立宮崎海洋高等学校実習船の建造に係る資材高騰の影響等による費用の増加

【議案第78号】 工事請負契約の変更について

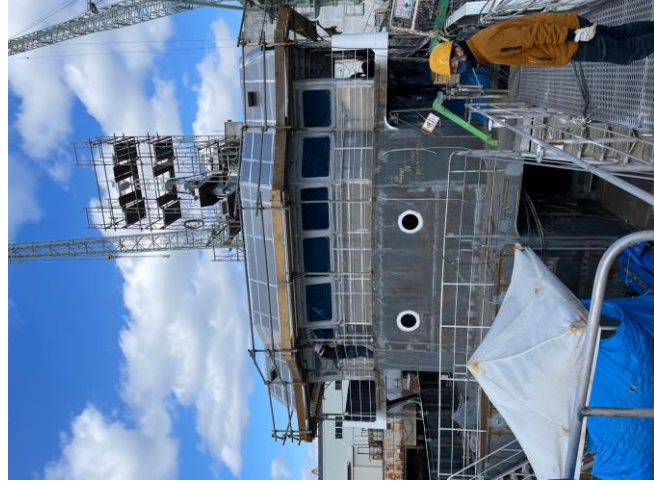
高校教育課

4 今後の予定

- (1) 令和5年3月23日(木)に佐世保を出港し、宮崎港に回航
- (2) 令和5年4月15日(土)、竣工式を開催予定



11/26 進水式



建造中の様子（ブリッジ周辺）



建造中の様子（外観）